

2004年度県政要求 並びに 回答

2004年度県政要求は、10月15日（金）10時から県庁社会部会議室において、近藤理事長をはじめ構成団体代表11名が出席し、「2005年度予算編成に伴う労働者福祉に関する要求」とする要請書を提出し、堀内社会部長をはじめとする県担当部局の各担当者と2時間に亘って交渉を行った。

要求は、高等学校や大学における消費者教育の実施、食の安全・安心、消費者保護、中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会共済会活動、介護保険、自然災害への支援、NPOへの支援、県の施設における分煙の7項目におよび熱心な議論が交わされたが、県側からは一部を除いて具体的な回答は得られず、不本意なものであった。

県に対して労働者福祉政策の前進を目指すためには、年1回の県政要求だけに止まらず、県議会との連携が必要となり、本年2月25日（金）県民クラブをはじめとする「県会交渉会派」6会派を対象に県政要求の説明を行い、政策実現に協力を要請した。

要求内容および回答要旨は次の通り。

県労協県政要求及び回答要旨

2004年10月15日

長野県知事
田 中 康 夫 殿

長野県労働者福祉協議会
理事長 近 藤 光

2005年度予算編成に伴う労働者福祉に関する要求

貴職におかれましては、県民生活の安定向上にご尽力されておられますことに敬意を表します。

わが国経済はようやく好転の兆しが見えてきたとは言え、中央と地方、大企業と中小・零細企業との間には、依然として回復感に温度差があることは申し上げるまでもありません。

景気の先行きに対しては安易な予断を許さぬ要因もあり、景気判断は一進一退が続くものと思われます。

また、国税庁の調査によりますと、民間勤労者の2003年1人当たり平均給与は6年連続対前年比マイナスを示す結果となりました。更に、本年10月1日からは厚生年金保険料の引上げが実施され、勤労者の実質生活ダウンは避けられない状況となっています。こうした中、県財政厳しき折とはいえ、勤労県民の暮らしにしわ寄せがあってはならないと考えます。

私ども県労協が推進する労働者福祉事業及びその施策の充実、県民福祉の向上を目指す意味でも極めて重要であり、特段のご理解とご支援を賜りたく存じます。

つきましては、新年度予算編成にあたり、労働者福祉を中心とする要求を下記の通り提出しますので、誠意ある対応をいただきますよう要望致します。

1. 高等学校及び大学における消費者教育の実施を

ヤミ金融や悪質商法の被害が増大する中、個人の2003年度自己破産件数は全国で242,377件、長野県内でも2,699件に上っている。

悪質商法の被害は、社会に出たばかりの若者や高齢者に多いといわれている。また、複数のサラ金業者に借金をして返済に窮する多重債務者は20代の若者が特に増加しており、こうした社会環境の中、高校生・大学生に対して、社会に出る前の段階での消費者教育が不可欠と考える。

すでに一部の他県では、高校生の消費者教育に県として取組んだり、大学においても消費者教育を新生ガイダンスで徹底するなど具体的な動きがでてきている。

当県においても、契約について、商品知識の基礎、生活設計の考え方、消費者を保護する法律等に関して、充実した消費者教育を高等学校及び大学で実施されたい。

【回答要旨】

県消費生活センターでは、職員が学校に出向いて、中・高校生等を対象とした、消費者トラブルに巻き込まれないための、出前の啓発講座を実施するとともに、成人式、卒業、入学シーズンである1月から3月まで、悪質商法被害防止の啓発パンフレットを作成し、高校3年生全員、大学、短大、経営者協会等に配布するなど、若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。今後も教育委員会と連携しながら、学校における消費者教育を推進してまいりたいと考えています。

また、県も構成メンバーとなっている長野県金融広報委員会（事務局：日本銀行）では、金融アドバイザーによる啓発活動、金銭教育研究校の委嘱、中高生向け学習教材の作成等金銭教育の推進に努めています。今後も金融広報委員会等関係団体と連携し、若者への消費者教育を推進してまいりたいと考えています。

2. 食の安全・安心について

(1) BSE全頭検査の実施

BSEの安全対策を検討する内閣府食品安全委員会は、7月中旬、全頭検査について「若い牛を検査対象から外しても人間が感染するリスクは増えない」とする報告書をまとめた。

政府は、この報告を受けて検査対象を一定の月齢以上の牛に限定する方針を固め、一定月齢以下の若齢牛を除外する方向で検討を始めている。

今回の全頭検査見直しについては、米国産牛肉の輸入再開に関する日米協議の場に置いて全頭検査の限界を認めたことに端を発しており、安全性を第一にするものとは考えられず、消費者の牛肉に対する不安を増幅するものに他ならない。

このことは、わが国の全頭検査の実績を見ても過去、若齢牛の感染が確認された例もあり、全頭検査は安全性の確保にとって最低限必要な条件である。

従って、国によるBSE全頭検査の見直しについて、県は国に対して見直しを反対するよう要請されたい。仮に国が見直しをしても、県は独自で全頭検査を実施されたい。

(2) 「食品安全条例の策定」について

食品衛生法改正及び運用に充実強化を求める運動は、多くの団体による署名活動と衆参両院の全会派、8割を超える国会議員の賛同を得て、2001年秋の臨時国会で請願採択がされた。

これにより 2003 年通常国会では、食品安全基準法の制定、食品衛生法の抜本改正が実現した。

こうした流れの中で、長野県議会陳情書「陳情第 879 号」(『県民の健康と食品の安全性を確保』するための食品安全行政確立を求める要望書)の県議会採択を尊重して、「食品安全条例」の策定に向けて、県は早期に着手されたい。

【回答要旨】

- (1) 食品安全委員会において「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について」中間とりまとめが了承され、厚生労働省・農林水産省はリスクコミュニケーションを実施し、消費者等の意見交換を踏まえて BSE 対策の見直しを検討し、見直し内容について食品安全委員会に諮問される予定となっています。

現在、国の政策方針が決定していない状況ですが、県といたしましては、消費者に対し引き続き安全・安心な牛肉の供給に努めるため、9 月県議会一般質問において、知事が全頭検査の継続を宣言いたしました。

今後とも国の対応状況を注視し、引き続き安全・安心な牛肉の供給に努めてまいりたいと考えています。

- (2) 現在、食品衛生法や農薬取締法等の現行法令において、食品の生産から消費に至る様々な基準や許可制度等が整備されていることから、事業者における自主管理の徹底及び監視・指導や検査等の実施により県民の食生活の安全確保を図っていくことが必要であり、新たな条例の制定は、考えていません。

県では、食品の安全確保対策を進める上で、基本的な考え方や施策方針の方向を定めた「長野県における食品の安全確保のための基本方針」に基づき、施策を展開しています。

この基本方針は、平成 7 年 2 月に策定され、9 年余を経過しているため、食品の安全・安心の確保を巡る状況が著しく変化していることを考慮し、本年 7 月に、庁内の関係部局で設立した「長野県食品安全対策連絡会議」において協議し、必要な改正を進めていきます。

また、食品衛生法の改正により、本年度から毎年、「長野県食品衛生監視指導計画」を公表し、県民の皆様からご意見をいただきながら策定し、この計画に基づき、食品の検査や監視指導を実施し、食品の安全確保を図っています。

3. 消費者保護について

- (1) 長野県の消費者保護に関する規定は「消費者保護対策要綱」のみであり、全国で唯一「消費者保護条例」を制定していない。

「消費者基本法」の改正に伴い、下記に示す「消費者の権利」を具備した条例化を図られたい。

生活の基本的ニーズが保証される権利 (Basic needs)

安全である権利 (Safety)

知らされる権利 (Information)

選ぶ権利 (Choice)

意見を反映される (Representation)

補償を受ける権利 (Redress)

消費者教育を受ける権利 (Consumer education)

健全な環境の中で働き生活する権利 (Healthy environment)

- (2) 消費者の対策に関わる庁内横断的な組織をつくとともに、旧来の消費者問題協議会に代わる審議会を設け、くらしに関わるリスクコミュニケーションを図られたい。

【回答要旨】

- (1) 本県の消費者保護対策要綱については、関係要綱等とともに運用する中で、総じて条例と同等の役割を果たしていることから、現在のところ、条例化は考えていません。

また、「消費者基本法」が改正されたことを受け、要綱の改正作業を行っているところであり、広く意見を求めながら、消費者基本法の趣旨に沿って、消費者の権利等、その内容を具体化していきたいと考えています。

- (3) 多くの行政部門に関連する消費者行政を円滑に推進するために実効性向上を考えながら、個別の問題に対して、迅速に対応できる体制をつくることが重要であり、現在、部局横断的に連携を図って対応しているところです。

消費者問題協議会も平成 13 年度に「審議会等の設置・運営等に関する指針」による検証により廃止をしたところです。新たな審議会の設置については、地方事務所単位で開催される「消費者問題地域懇談会」を、その開催方法・内容を工夫して県民とのより実質的な議論が行われる場とするとともに、「フレッシュ目安箱」など県民の意見を聴く機会を通じ、コミュニケーションを図っていくことで対応し、今のところ新たな審議会等を設置する予定はありません。

4. 中小企業勤労者福祉サービスセンター及び勤労者互助会・共済会について

- (1) 市町村合併に伴う広域化と中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立化は、今後の互助会・共済会のあり方で密接な関係にあると思われる。

県としても合併の進捗状況を踏まえ指導助言の立場から、県労福協や福祉事業団体との検討会を設置されたい。

- (2) 各互助会・共済会等では、会員の拡大に向け工夫して事業所への訪問を実施している。例えば、飯田勤労者共済会のように「会員拡大推進員」を導入し成果をあげているが、全体として県内の事業所加入率は依然 9%と低迷している。

各互助会・共済会等の自立化のための一つの方策として、各互助会・共済会等へ「会員拡大推進員」の導入を指導助言されたい。

- (3) 中小企業勤労者福祉サービスセンター 及び 勤労者互助会・共済会への加入促進に向け県として広報活動をされているが、労政事務所の事業所訪問時には福祉事業団体を同行されたい。

また、労政事務所の研修会には、事業内容の周知を図るため福祉事業団体の参加を指導されたい。

【回答要旨】

- (1) 平成 15 年度から、互助会・共済会のサービスセンターに対する国庫補助金の内容が厳しくなり、新規にセンター化した団体については 10 年間のみ、既存のセンター

に対しても、原則、15年間で国庫補助金が打ち切られることとなり、財政運営の自立化が求められることとなりました。

センターの自立化に当たっては、(株)三菱総合研究所が厚生労働省の委託調査により実施した『中小企業勤労者福祉サービスセンターのあり方(ワーキンググループ報告書)』及び『中小企業勤労者福祉サービスセンターの早期自立化支援に係る調査研究(報告書)』を各サービスセンター等に配付しており、これらの報告書を参考に、将来を見据えた取組みを指導してまいりたいと考えています。

合併に伴う今後の互助会・共済会のあり方については、合併を行う市町村の手に委ねられる部分が多いが、県としても各地で活発化してきている市町村合併の進捗状況を踏まえつつ、県連絡協議会を活用し、構成メンバーである県労福協や福祉事業団体と連携を図りながら、互助会・共済会の業務が引き続き適切に実施されるよう、広域化・エリアの組替え等に対し、労政事務所を通じて助言指導してまいりたいと考えています。

- (2)(3) 現在、互助会・共済会が魅力ある事業を実施し、会員数の増加を図れるように、県連絡協議会を通じ互助会・共済会の連携強化を推進しているところです。連携強化のための事業として、県下各地の提携した共済施設を会員特別価格で利用できる「利用施設の共有化事業」を、平成14年度から県連絡協議会で実施しており、一定の成果をあげているが、さらなる会員獲得に向け、各互助会・共済会において「会員拡大推進員」の導入を検討される場合には県連絡協議会の活動の中で適切に助言指導してまいりたいと考えています。

また、労政事務所が行う企業訪問の際には、互助会・共済会のPRを行っており、各互助会・共済会と連携を図りながら、引き続き会員獲得に努めてまいりたいと考えています。

県連絡協議会支部ごとに、福祉事業団体も含めた担当者会議を実施し、その場において各互助会・共済会の抱える課題等について意見交換を行っているところであり、今後もより有意義なものにしてまいりたいと考えています。

5. 介護保険について

介護保険の見直しが明年実施されることになっているが、例えば要支援・要介護1～2の認定者を介護サービスから切り捨てられることのない様、国に働きかけられたい。

【回答要旨】

介護保険制度の見直しでは、介護保険サービスの中に新たに要支援・要介護1などの軽度者を対象とした「新・予防給付」を創設し、高齢者の状態像に合った「介護予防プラン」を策定し、サービスを提供していくこととしています。

介護予防の趣旨は、「できないことを単に補うサービス」ではなく、「本人にできることを見つけ、それを伸ばしていくことで、自立度を高めること」ができるよう、その提供の方法や中身の改善を行うというものであり、軽度者に対して一律にサービスをカットするものではないと国では説明しています。

また、要支援・要介護1～2の認定者すべてが「新・予防給付」の対象となるのではなく、認定者の状態によっては従来のサービスも受けられることとなっています。

6. 自然災害への支援について

- (1) 自然災害などで住宅が壊れた世帯を救済する国の制度「被災者生活再建支援法」が本年4月に一部改正され、現行の支援に加え「居住安定支援制度」(半壊以上に対し補修・再建・新築で最高200万円を支給)が創設された。

しかし、床上浸水程度では支給されないなど被害実態にそぐわない状況が今夏の集中豪雨で明らかになり、新潟県や福井県では独自の施策で救済している。

災害の多い県として、国の支援の限界に鑑み、今後、県独自の支援策を検討されたい。

- (2) 震災による県民の生命と財産を守るため、木造住宅の「耐震診断システム」の確立と住宅の耐震補強工事の補助金制度を県及び市・町・村の提携で創設されたい。

また、家具類の転倒、落下防止用具の斡旋販売を関係業者と連携して実施されたい。

- (3) 小中学校の耐震診断

内閣府の調査によると、全国の小中学校のうち耐震性に疑問ある学校は54.1%といわれており、県内の小中学校の耐震診断と要改修と診断された学校を早期に改修されたい。

【回答要旨】

- (1) 本制度が住宅本体の建築費を支給対象としていないことから、制度拡充等について全国知事会において取り組むこととなっています。

また、床上浸水に対する支援については、新潟県や福井県等の施策、また全国知事会の動向を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えています。

- (2) 県では、平成14年度から「すまいの安全『とうかい』防止対策事業」を実施し、東海地震に係る地震防災対策強化地域の29市町村で木造住宅の耐震診断、耐震補強を実施してきました。

平成16年度には、東海地震に加え、糸魚川 - 静岡構造線などの地震に対する対策強化が求められていることから、事業対象地域を全県に拡大し、事業年度も平成14年度から平成23年度までの10カ年に延長し、市町村と協働で木造住宅の耐震診断、耐震補強を実施します。

家具類の転倒、落下防止用具については、パンフレット等を活用し、設置の必要性について周知を図ってまいりたいと考えています。

- (3) 小中学校の改修については、設置者である市町村が実施することになります。

公立学校施設は、児童・生徒の教育の場であるとともに、非常災害時には地域住民の一時的避難場所ともなる重要な施設であり、国においては、防災機能の強化に向け整備を積極的に進めるため、最重要課題としていところ。県としても、耐震補強の実施に先立つ耐震診断の実施及び補強工事の早期着手等について、市町村（組合）に働きかけを実施しています。

7. NPOへの支援について

- (1) 県民の納める「県民税の1%」を納税者が支援したいNPOに寄附できる制度の創設を図られたい。
- (2) 全国的にも注目されている「NPO夢バンク」に対して、県は財政的支援を強化されたい。
また、市・町・村に対しても出資金の拠出を指導・要請されたい。

【回答要旨】

- (1) 「県税使途指定制度」については、庁内の政策税制検討委員会の中に部会を設け、県民が県税納税額の一部を特定のNPOに使途指定できる仕組みについて検討してまいりました。また、NPO関係者との懇話会や、市町村からの意見聴取も行いました。対象税によっては市町村の協力と多大なコストがかかることから、制度の実施が可能かどうかを含めて検討しております。
- (2) 「NPO夢バンク」については、平成16年8月に1,000万円（無利子・5年間）資金貸付を行ったところです。市民自らによる取り組みであるNPOバンクの自主性を損なうことのないよう、出資等の状況を見守っていきたいと考えております。
また、対等・協調の関係である市町村に対し出資の指導・要請を行うことはできませんが、出資を検討する市町村への情報提供等の協力は行ってまいりたいと考えております。

8. 県の施設における分煙について

現在、県の建物施設内においては禁煙が実施され、今後は敷地内も含め禁煙が実施される方針であるが、全国的イベントの開催される公共施設にあっては、分煙方式の採用を図りたい。

【回答要旨】

施設内禁煙の実施については、様々な利用、活用のされ方があり、これらに関して、各施設管理者から例外施設の要望及び理由を提出していただいているので、これらの状況を踏まえ、12月の敷地内禁煙の実施までに検討し、部長会議に提出し、検討していくこととしています。

なお、イベント施設にあっても現在、要望が出されており、検討中です。